

事務連絡
平成21年6月19日

各県立学校長 様
各教育機関の長 様
各教育事務所長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

「新型インフルエンザ対策」に関する厚生労働省の新たな運用指針について（通知）

標記について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 厚生労働省は、本日、「新型インフルエンザ対策」に関する運用指針を改定しました。
2. 5月22日(金)に発表されたこれまでの運用指針においては、国内を「**感染拡大防止地域**」「**重症化対策重点地域**」という2つの地域類型に区分し、それぞれの地域における対処方針を定めていましたが、新たな運用指針では、この**地域区分を廃止**し、一律の対応を求めるものとなっています。
3. 新たな運用指針において、「**学校・保育施設等の臨時休業**」については以下のように定められています。
 - ①学校・保育施設等で患者が発生した場合、当該学校・保育施設等の児童・生徒等を感染から守るために、都道府県等は、当該学校・保育施設等の設置者等に対し、必要に応じ臨時休業を要請する。
 - ②なお、感染拡大防止のため特に必要であると判断した場合、都道府県等は、患者が発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことは可能である。
 - ③大学に対しては、都道府県等は、必要に応じ、休業も含め、できる限り感染拡大の速度を遅らせるための運営方法の工夫を要請する。
4. 新たな運用指針を受け、島根県教育委員会が定めた「**県内発生期**」の**対応方針**（平成21年5月22日付け通知）を維持するか否かについては、島根県健康福祉部と調整のうえ、近日中に方針を決定します。
5. 厚生労働省の発表資料については、島根県教育委員会ホームページに掲載していますので、ご確認ください。
 - ①厚生労働省の運用指針（改定版）の概要
 - ②医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）
 - ③厚生労働省の運用指針（新旧対照表）

事務連絡
平成21年6月19日

各市町村教育委員会 教育長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

「新型インフルエンザ対策」に関する厚生労働省の新たな運用指針について（通知）

標記について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 厚生労働省は、本日、「新型インフルエンザ対策」に関する運用指針を改定しました。
2. 5月22日(金)に発表されたこれまでの運用指針においては、国内を「**感染拡大防止地域**」「**重症化対策重点地域**」という2つの地域類型に区分し、それぞれの地域における対処方針を定めていましたが、新たな運用指針では、この**地域区分を廃止**し、一律の対応を求めるものとなっています。
3. 新たな運用指針において、「**学校・保育施設等の臨時休業**」については以下のように定められています。
 - ①学校・保育施設等で患者が発生した場合、当該学校・保育施設等の児童・生徒等を感染から守るために、都道府県等は、当該学校・保育施設等の設置者等に対し、必要に応じ臨時休業を要請する。
 - ②なお、感染拡大防止のため特に必要であると判断した場合、都道府県等は、患者が発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことは可能である。
 - ③大学に対しては、都道府県等は、必要に応じ、休業も含め、できる限り感染拡大の速度を遅らせるための運営方法の工夫を要請する。
4. 新たな運用指針を受け、島根県教育委員会が定めた「**県内発生期**」の**対応方針**（平成21年5月22日付け通知）を維持するか否かについては、島根県健康福祉部と調整のうえ、近日中に方針を決定します。
5. 厚生労働省の発表資料については、島根県教育委員会ホームページに掲載していますので、ご確認ください。
 - ①厚生労働省の運用指針（改定版）の概要
 - ②医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）
 - ③厚生労働省の運用指針（新旧対照表）